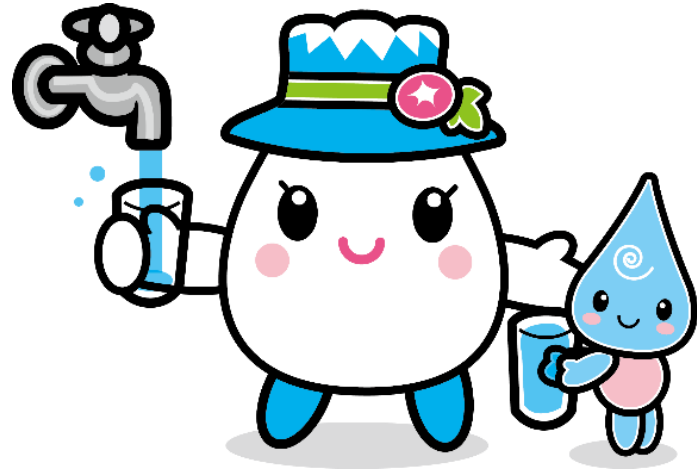


第4回 検討委員会

上下水道料金の改定（案）について



令和8年5月29日（金）

時間 午前10時00分～

場所 市危機管理センター 1階会議室

第4回 検討委員会



「上下水道料金の改定（案）について」

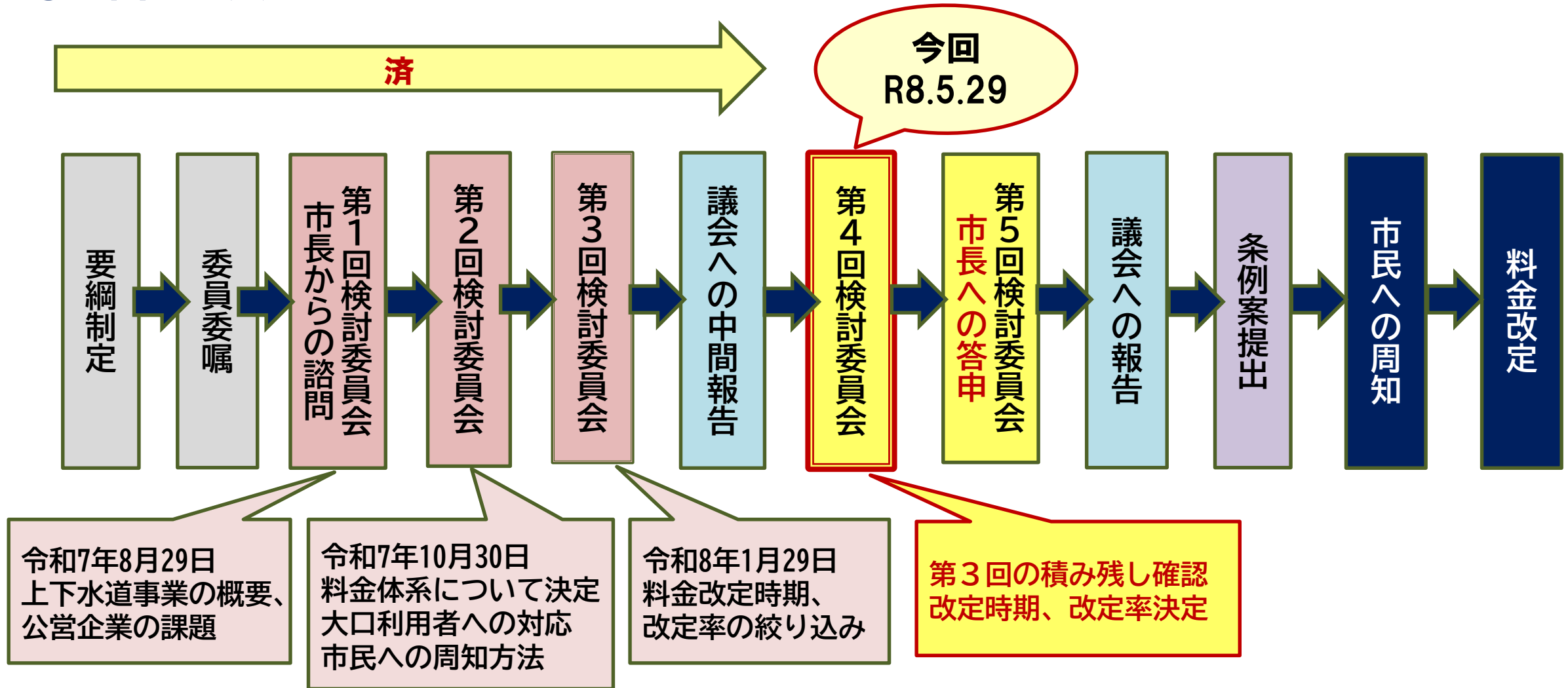
- 1 前回（第3回検討委員会）の振り返り
- 2 料金改定に合わせて進める取り組み
- 3 改定案（改定率、改定時期）
- 4 各改定案の料金/経費回収率（水道/下水道）
- 5 各改定案の増額料金
- 6 料金改定案の決定
- 7 今後の予定

令和8年5月29日



1 前回（第3回検討委員会）の振り返り

① 料金改定のスケジュール



1 前回（第3回検討委員会）の振り返り



② 要約

審議内容

改定率を水道9.1%、10%、下水道20%、25%で、それぞれのシナリオでシミュレーションを行い、回収率や市民負担増加の状況を踏まえて改定案を審議しました

料金改定の認識

物価上昇や施設更新、耐震化、防災対応に必要な財源を確保し、将来世代への負担先送りや後年の急激な値上げを避ける観点から、上下水道料金の改定はやむを得ないとの認識が概ね共有されました

改定率

水道は従来想定9.1%改定では料金回収率が80%を下回る見込みとなり、下水道は経費回収率を100%に届かせるため、委員会では上下水道とも20%前後の改定が有力な選択肢として議論されました

安全・安心への投資

委員からは、災害時の断水やトイレ機能停止を防ぐ備え、液状化や下水道事故への対応、民営簡易水道統合による防災力向上の重要性が指摘され、料金改定は安全・安心な生活基盤を守る先行投資との考えが示されました

次回委員会に向けて

第4回委員会(今回の委員会)は令和8年5月開催予定で、改定率と改定時期の結論を得る方針。議会には検討状況や委員意見を報告予定で、また、水道基本料金減免は契約者全員を対象に計6か月分実施する方向とされました

2 料金改定に合わせて進める取り組み

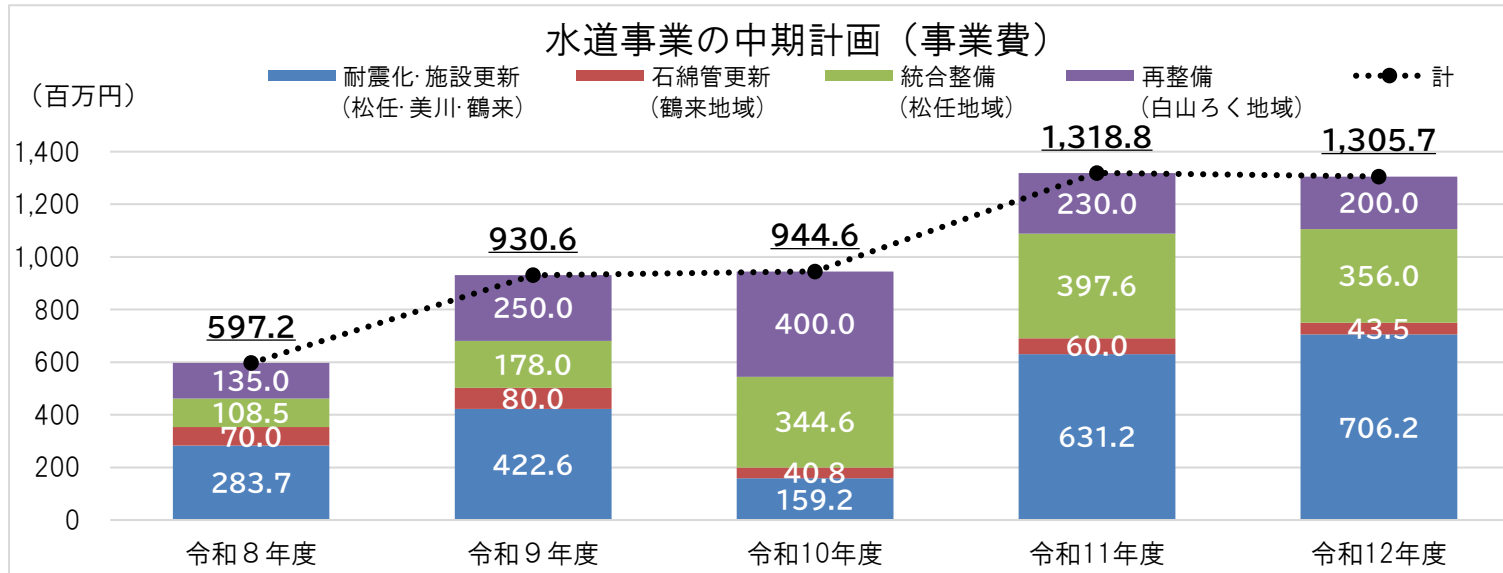


① 水道事業の中期計画（5か年：令和8～12年）

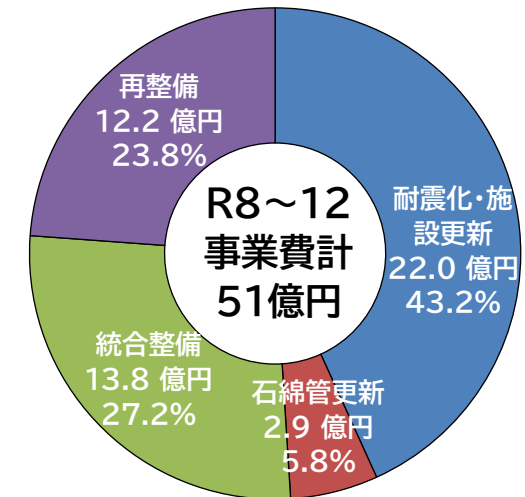
（単位：百万円）

事業名	対策	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計(5年間)
耐震化・施設更新 (松任・美川・鶴来)	安定供給 効率化	283.7	422.6	159.2	631.2	706.2	2,202.9
石綿管更新 (鶴来地域)	安定供給 健康対策	70.0	80.0	40.8	60.0	43.5	294.3
統合整備 (松任地域)	最適化 効率化	108.5	178.0	344.6	397.6	356.0	1,384.7
再整備 (白山ろく地域)	最適化 効率化	135.0	250.0	400.0	230.0	200.0	1,215.0
計		597.2	930.6	944.6	1,318.8	1,305.7	5,096.9

耐震化及び施設更新を中心に、松任・美川・鶴来の各地域における管路及び施設の計画的な更新・強靱化を実施します。
また、松任地域では簡易水道の統合整備、白山ろく地域では再整備を行い、施設の最適化を図ります。



水道事業の事業費比率（5年間）



2 料金改定に合わせて進める取り組み

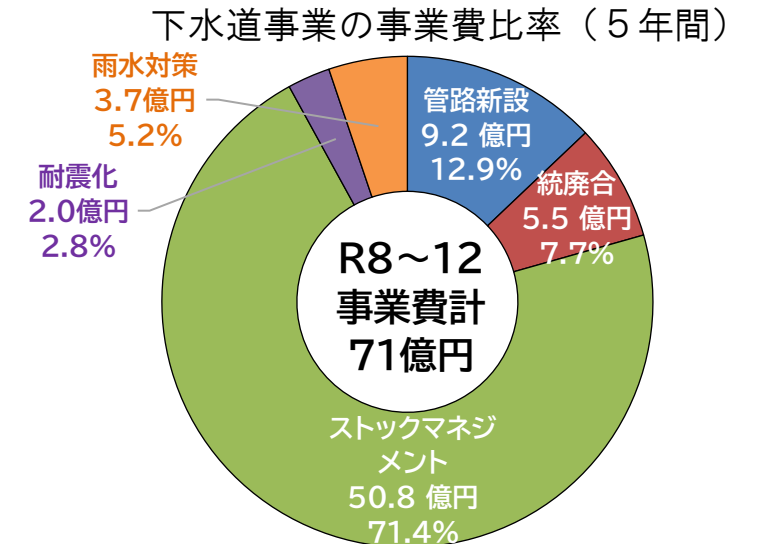
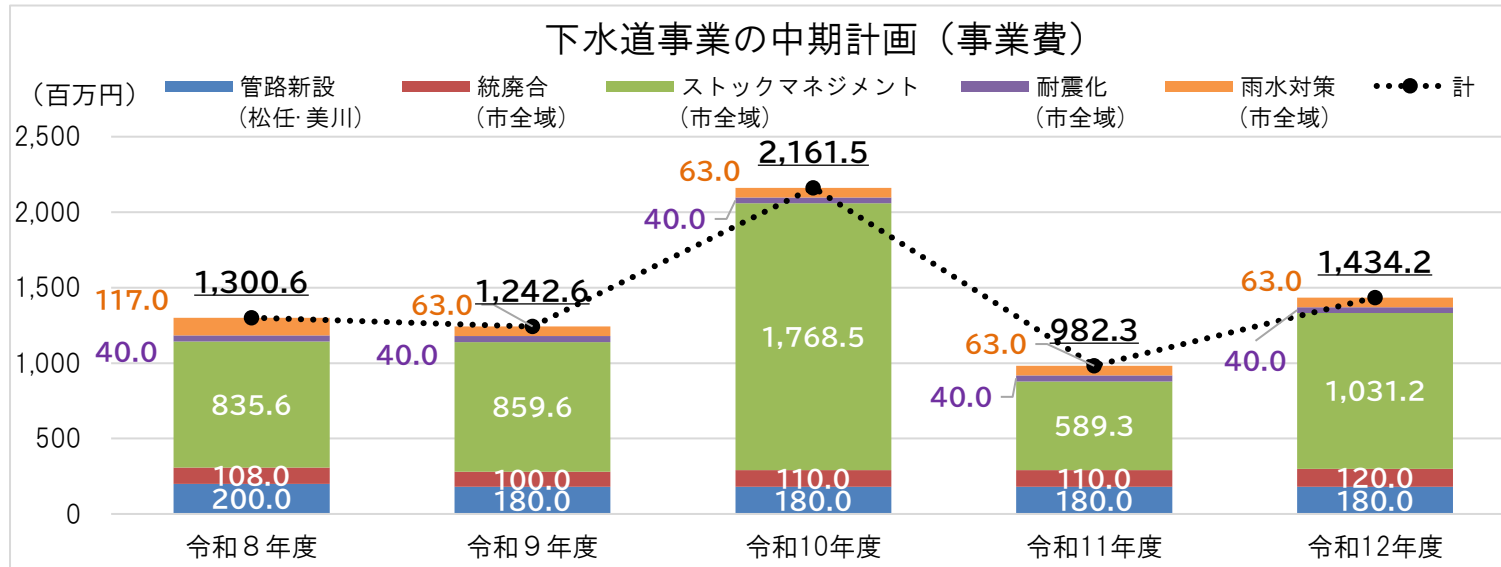


② 下水道事業の中期計画（5か年：令和8～12年）

（単位：百万円）

事業名	対策	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	計(5年間)
管路新設 (松任・美川)	普及促進 環境整備	200.0	180.0	180.0	180.0	180.0	920.0
統廃合 (市全域)	最適化 効率化	108.0	100.0	110.0	110.0	120.0	548.0
ストックマネジメント (市全域)	安定処理 効率化	835.6	859.6	1,768.5	589.3	1,031.2	5,084.2
耐震化 (市全域)	リスク対策 安定処理	40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	200.0
雨水対策 (市全域)	浸水防止 防災対策	117.0	63.0	63.0	63.0	63.0	369.0
計		1,300.6	1,242.6	2,161.5	982.3	1,434.2	7,121.2

老朽化が進む施設への対策として、ストックマネジメント計画に基づき、予防保全型の改修・更新を市全域で実施します。あわせて、施設の統廃合による効率化、管路の新設による普及促進、耐震化対策を総合的に推進します。





3 改定案（改定率、改定時期）

① 改定率

第3回委員会で
ケース3、4の
改定率で検討を
進める方針とな
りました。

		R8	R9	R10	R11	R12
ケース 1	上水・簡水	現行料金	→	基本・従量料金9.1%改定	→	→
	下水	現行料金	基本のみ20%改定	→	→	従量のみ20%改定
ケース 2	上水・簡水	現行料金	→	基本・従量料金10%改定	→	→
	下水	現行料金	基本のみ20%改定	→	→	従量のみ20%改定
ケース 3	上水・簡水	現行料金	→	基本・従量料金20%改定	→	→
	下水	現行料金	基本のみ20%改定	→	→	従量のみ20%改定
ケース 4	上水・簡水	現行料金	→	基本・従量料金20%改定	→	→
	下水	現行料金	基本のみ25%改定	→	→	従量のみ25%改定

●第3回検討委員会における改定率

ケース 1：水道9.1%、下水道20%

ケース 2：水道10%、下水道20%

ケース 3：水道20%、下水道20%

ケース 4：水道20%、下水道25%

●第4回検討委員会（今回）【改定時期の検討】

→ 回収率の改善が見込めないことから検討なし

→ 同上

→ 改定時期を複数パターン追加し検討を進める

→ 同上

3 改定案（改定率、改定時期）



② 改定時期

区 分		R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	摘要
ケース 3 改定率 水道20% 下水20%	案 1	＜下水＞ 基本のみ20%	＜水道＞ 基本・従量20%	—	＜下水＞ 従量のみ20%	期間内に 3 回改定/当初案 （段階的措置、激変緩和）
	案 2	＜下水＞ 基本・従量20%	＜水道＞ 基本・従量20%	—	—	期間内に 2 回改定 （中間案）
	案 3	＜水道＞基本・従量20% ＜下水＞基本・従量20%	—	—	—	期間内に 1 回のみ改定 （段階的措置なし）
区 分		R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	摘要
ケース 4 改定率 水道20% 下水25%	案 1	＜下水＞ 基本のみ25%	＜水道＞ 基本・従量20%	—	＜下水＞ 従量のみ25%	期間内に 3 回改定/当初案 （段階的措置、激変緩和）
	案 2	＜下水＞ 基本・従量25%	＜水道＞ 基本・従量20%	—	—	期間内に 2 回改定 （中間案）
	案 3	＜水道＞基本・従量20% ＜下水＞基本・従量25%	—	—	—	期間内に 1 回のみ改定 （段階的措置なし）

ケース 3、4 共通の改定時期（案）を作成

案 1：令和 9 年度に下水（基本のみ）、令和 10 年度に水道（基本・従量の両方）、令和 12 年度に下水（従量のみ）※当初案/激変緩和

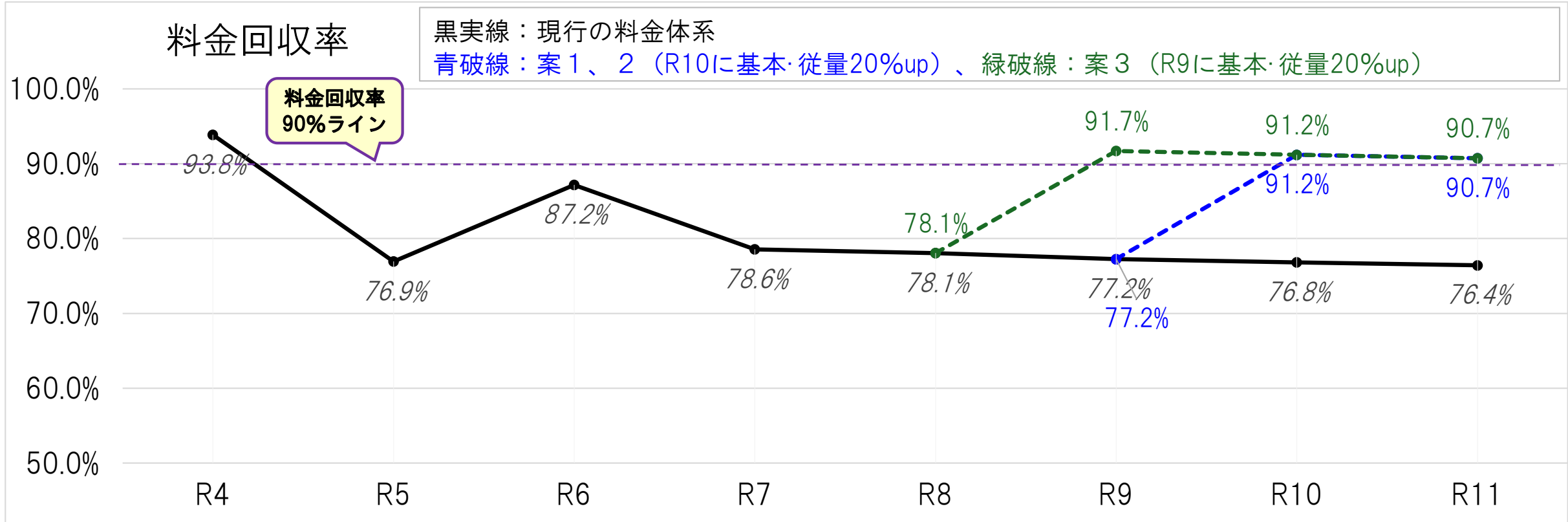
案 2：令和 9 年度に下水（基本・従量の両方）、令和 10 年度に水道（基本・従量の両方）※中間案

案 3：令和 9 年度に水道・下水同時（基本・従量の両方）※早期効果/段階的措置なし

4 各改定案の料金/経費回収率（水道/下水道）



① 水道の料金回収率

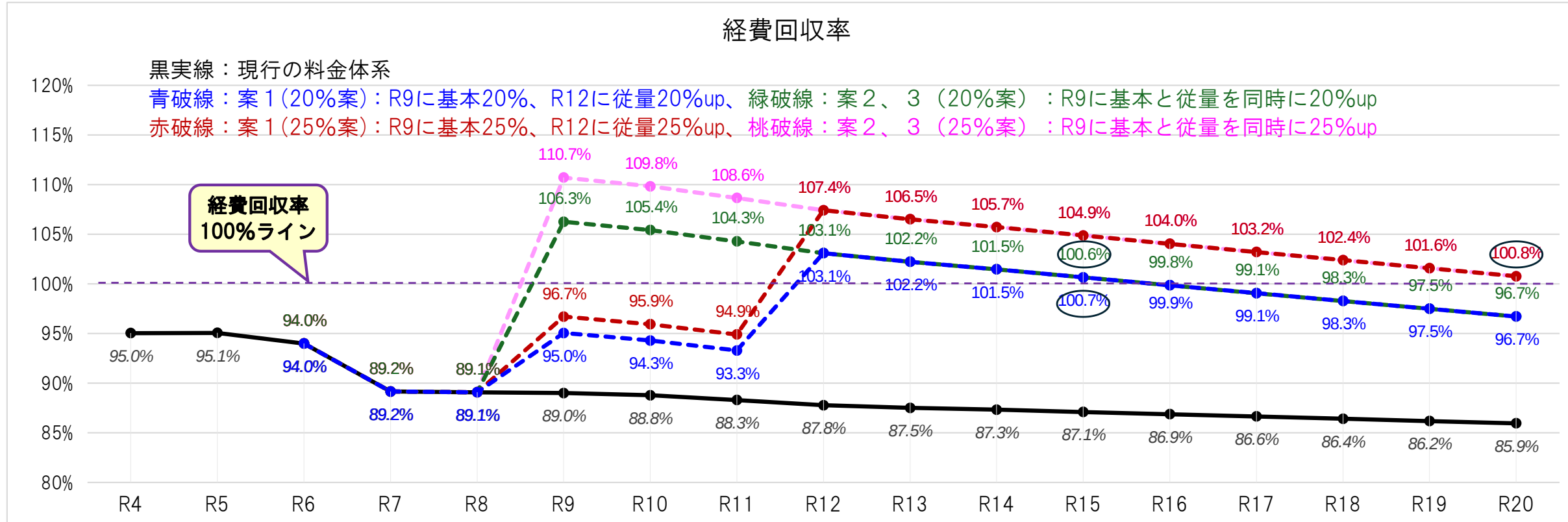


青破線/案 1、2：令和 10～11 年度において料金回収率 90%を維持
緑破線/案 3：令和 9～11 年度において料金回収率 90%を維持

4 各改定案の料金/経費回収率（水道/下水道）



② 下水道の経費回収率

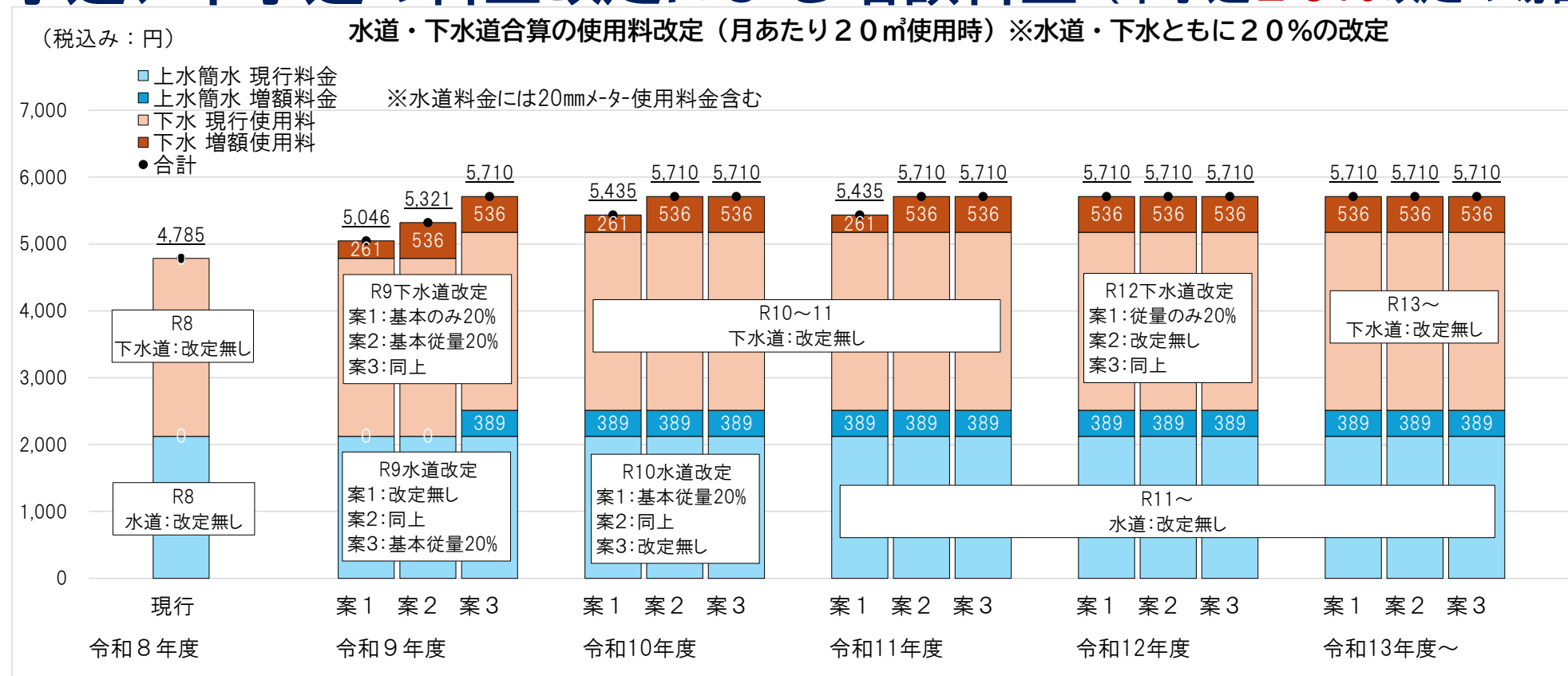


使用料 **20%**改定の場合（**青破線**/案1）：令和12～15年度において経費回収率100%を維持
// （**緑破線**/案2,3）：令和9～15年度において経費回収率100%を維持
使用料 **25%**改定の場合（**赤破線**/案1）：令和12～20年度において経費回収率100%を維持
// （**桃破線**/案2,3）：令和9～20年度において経費回収率100%を維持

5 各改定案の増額料金



①-1 水道、下水道の料金改定による増額料金（下水道20%改定の場合）



各案の色の濃い部分が増額料金（税込）

●**水道** 案1, 2：令和10年度に389円の増額となり、以降変更なし

案3：令和9年度に389円の増額となり、以降変更なし

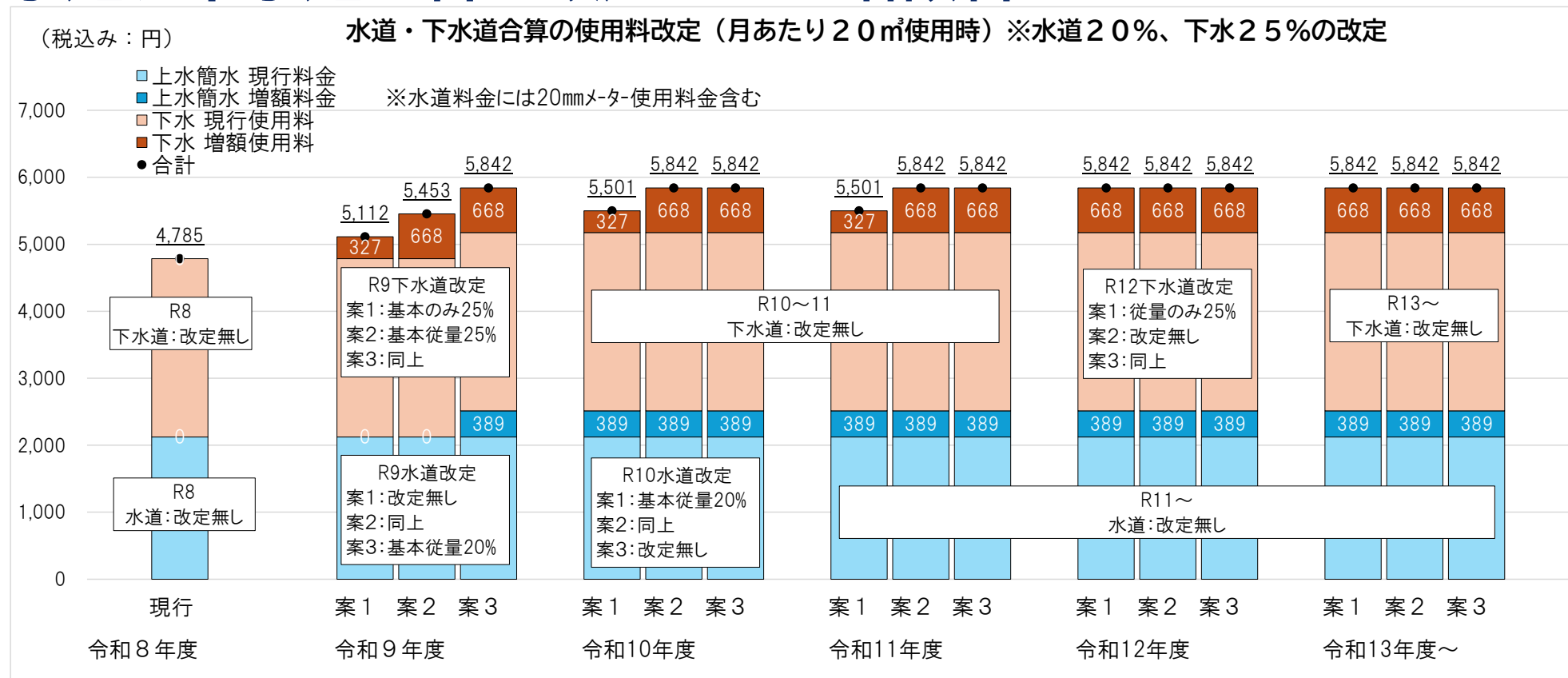
●**下水** 案1：令和9年度に261円の増額、令和12年度に累計で536円の増額となり、以降変更なし

案2, 3：令和9年度に536円の増額となり、以降変更なし

5 各改定案の増額料金



①-2 水道、下水道の料金改定による増額料金（下水道25%改定の場合）



6 料金改定案の決定

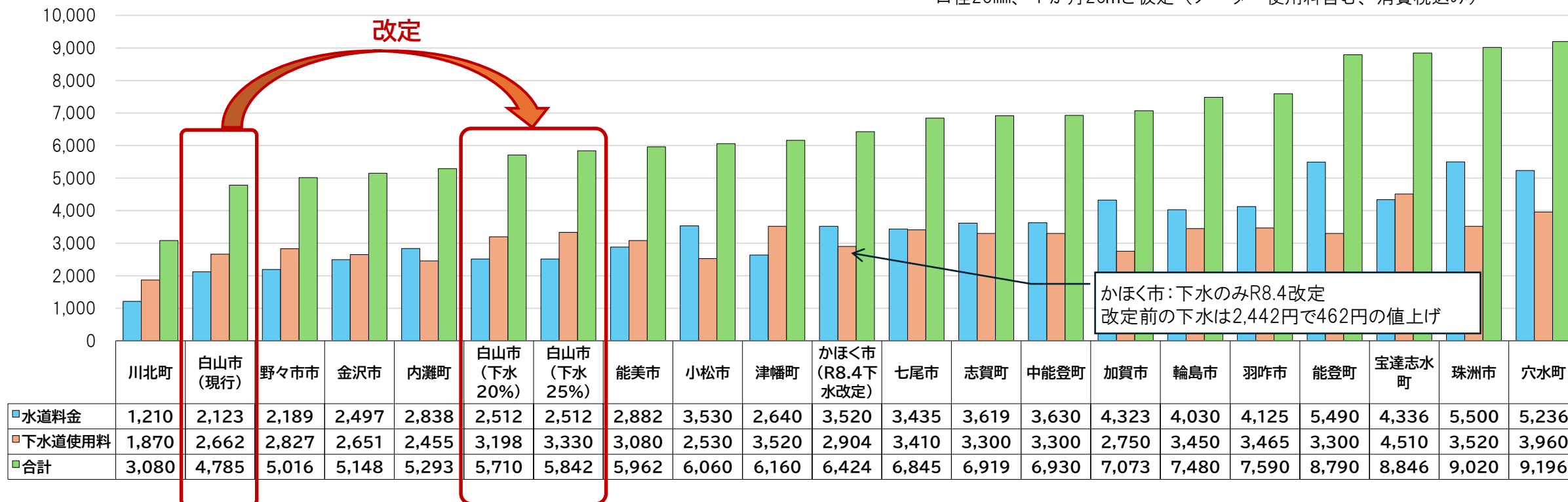


① 県内市町との比較

(税込：円)

上下水道料金 県内一覧（令和8年4月 各市町HPより）

口径20mm、1か月20m³と仮定（メーター使用料含む、消費税込み）



かほく市：下水のみR8.4改定
改定前の下水は2,442円で462円の値上げ

各案に関わらず最終年度の改定において、水道との合計で、下水20%改定の場合は925円(税込)、25%改定の場合は1,057円(税込)の値上げとなるが、下水20%・25%、いずれの改定の場合においても**県内で5番目**になる見込み。 ※順位は第2回検討委員会資料から変わらず

6 料金改定案の決定



② 全体スケジュール

区 分	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
案1 (3回改定)					<下水> 基本のみ	<水道> 基本・従量		<下水> 従量のみ										
案2 (2回改定)					<下水> 基本・従量	<水道> 基本・従量												
案3 (1回改定)					<水道・下水> 基本・従量													
水道事業ビジョン (15年毎)	△ 中間見直				△ 中間見直		○		○	全面改定		△		△	中間見直			
下水道事業 経営戦略(10年毎)		△ 中間見直					○ 全面改定					△ 中間見直					○ 全面改定	
料金検討委員会 (概ね5年毎)			○ 検討	○ 検討				○ 検討					○ 検討					○ 検討

水道事業ビジョン：全面見直しを10年に1回、中間見直しを5年に1回。次回は令和9年度に予定
下水道事業経営戦略：全面見直しを10年に1回、中間見直しを5年に1回。次回は令和11年度に予定
料金検討委員会：概ね5年毎に実施。次回は令和12年度に予定

6 料金改定案の決定



③ 料金改定率・改定時期

下水道の改定率について

<下水道20%改定>

- メリット：市民負担が軽減できる(水道合算で税込925円)
- デメリット：特に無し

<下水道25%改定>

- メリット：次回改定までの期間を延ばすことが可能
- デメリット：市民負担の増加となる(水道合算で税込1,057円)

水道・下水道の改定時期について

<案1>

- メリット：市民の急激な負担が抑えられる
- デメリット：改定回数が多い(期間内に3回)
下水道の改定時期(R12)が料金検討委員会の開催時期と重なる

<案2>

- メリット：水道と下水道が別年度の改定、段階的措置がある
- デメリット：2年連続の改定となる

<案3>

- メリット：1回の改定で済み、回収率の早期効果が期待できる
- デメリット：市民にとって急激な負担増となる

区 分		R8	R9	R10	R11	R12	摘要
案1	上水・簡水	現行料金	→	基本・従量料金20%改定	→	→	期間内に3回改定/当初案 (段階的措置、激変緩和)
	下水	現行料金	基本使用料のみ20・25%改定	→	→	従量使用料のみ20・25%改定	
案2	上水・簡水	現行料金	→	基本・従量料金20%改定	→	→	期間内に2回改定 (中間案)
	下水	現行料金	基本・従量使用料20・25%改定	→	→	→	
案3	上水・簡水	現行料金	基本・従量料金20%改定	→	→	→	期間内に1回のみ改定 (段階的措置なし)
	下水	現行料金	基本・従量使用料20・25%改定	→	→	→	

7 今後の予定



区分	日時・場所	主な内容
第4回	令和8年5月29日	「上下水道料金の改定（案）について」 ※今回
第5回	令和8年7月24日	・ 答申案について 「上下水道料金の改定について」

●令和8年

- 9月 市議会産業建設常任委員会及び、全員協議会にて説明（上下水道料金の改定について）
- 12月 条例改正案提出 ※水道、下水道あわせて提出